

諮問庁：秋田県知事

諮問日：平成25年8月2日（諮問第113号）

答申日：平成26年9月9日（答申第74号）

事件名：弘前陸軍病院病床日誌の非公開決定処分に対する異議申立てに関する
件

答 申

第1 審査会の結論

秋田県知事（以下「実施機関」という。）が、特定の条件で絞り込まれた患者に係る弘前陸軍病院病床日誌（以下「本件対象文書」という。）について、非公開とした決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、平成25年3月27日、秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、実施機関に対して行政文書の公開請求を行った後、請求しようとする行政文書の内容を補正し、次のとおり公開請求を行った。

「秋田県庁文書群目録」第8集の203～214ページに掲載されている「弘前陸軍病院病床日誌」のうち、下記の条件で絞り込んだもの
病名が次のいずれかである患者に係るもの

（1）頭部戦傷（外傷）外傷性てんかん、（2）中毒精神病、（3）マラリア精神神経障害、（4）脳病精神病、（5）梅毒精神病、（6）退行期精神病、（7）精神分裂病、（8）てんかん（ナルコレプシー）、（9）躁鬱病、（10）ヒステリー、（11）反応性精神病、（12）神経衰弱、

- (13) 精神薄弱、(14) 精神病質、(15) 魯鈍、(16) 痴鈍、(17) 白痴、
- (18) 自殺未遂

2 実施機関の決定

実施機関は、平成25年4月18日、条例第10条第1項の規定に基づき非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成25年7月4日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、本件処分を不服として実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件対象文書に関して実施機関が行った本件処分について、本件対象文書のうち条例第6条第1項各号に規定する非公開情報を除いた部分を公開することを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立人から提出された異議申立書及び意見書によると、概ね次のとおりである。

- (1) 本件対象文書の非公開の理由として、既に刊行目録により公開されている文書の名称等から、陸軍軍人に関する記述であること、戦時中弘前陸軍病院で加療を受けた者であること及び市郡単位の簿冊であることが判明していることと結び付けると特定の個人が識別される可能性があるとして

いるが、以下の理由から現実的には特定の個人を識別することは困難である
と考える。

異議申立人は、新潟県においても同様に病床日誌の資料調査を進めており、昭和13年～昭和17年に新発田陸軍病院に入院した患者のデータを閲覧したところ、のべ2000名以上の患者が存在していたが、これは調査の途中段階での数字であり、同程度の割合で入院患者が増えたとすれば、終戦までには3000名を超える患者が入院していたと考えられる。そして、病床数は、新発田陸軍病院の294に対して弘前陸軍病院は716と2倍以上の収容力があるため、弘前陸軍病院には終戦時までにおよそ8000名という多数の患者が存在したと予想される。したがって、氏名・住所・生年月日がマスキングされている状態であれば、これら多数の患者の中から個人を特定することは不可能である。

また、当時使用されていた精神疾患に属する病名は多種多様でかつ今日においては使用されていないものもあり、精神医学史・精神医療史に関する専門的知識を有するものでなければ判断できないものも含まれている。

さらに、公開・非公開の決定にあたっては、プライバシーの尊重と同時に、以下のような歴史的史料としての価値の高さも考慮していただきたい。

まず、今回公開請求をした病床日誌は、精神医療史研究においては極めて重要で価値が高い史料であり、個々の患者に関する様々な情報の記録であると同時に、それぞれの事例の背後にある文化・社会・政治・行政・環境などのダイナミクスを読み取ることが可能な史料でもある。そのような個々の事例の質的な分析に加えて、今回のように終戦まで毎年の記録が残っている場合は、患者の諸属性や受けた治療の内容や入退院のパターンに関して計量的な分析を行うことも可能となる。

次に、日中戦争以降の陸海全軍の戦傷病者に関する体系的な統計データが、終戦時の軍命による資料焼却や散逸のために、今日では断片的なものしか残っていないという点でも、この病床日誌は極めて貴重な史料である。

戦時中には戦傷病者の発生状況は軍事機密として国民には知らされていなかったが、本史料の計量的な分析を通じて兵士の被害実態を明らかにし、公益性が高い調査・研究を行うことが可能となる。

さらに、本件対象文書の非公開の理由として、精神疾患が個人の人格と密接に関連し、その病歴が本人のみならず遺族にとっても最も知られたくない情報であるとされているが、その歴史的背景や文化・社会的意味を問い直すことが、精神を患った人々への偏見を克服するために今日重要性を増しているということを指摘したい。また、多くの公文書館で「個人の秘密」に関わるとされている疾病についても、プライバシーに配慮し、当事者の名誉回復に資する研究・報告として社会に還元されている例も存在しており、その一例としては、精神疾患と同じく社会的に差別されてきたハンセン病が挙げられる。厚生労働省委託事業として行われた「ハンセン病問題に関する検証会議」や府県の検証事業報告書では、長野県・愛知県・神奈川県等で公文書が資料として提供されており、神奈川県立公文書館においては、ハンセン病関係資料について、神奈川県立公文書館条例施行規則第4条第1項の規定に基づき、氏名、年齢、生年月日、住所、本籍の一部等の個人に関する情報をマスクングによる制限処理をした上で資料を提供している。

異議申立人は、神奈川県立公文書館でハンセン病患者の診断書や調査書を読んだことがあるが、それらの資料では、氏名等の個人情報やマスクングされた上で患者が入所した療養所や大まかな居住地が公開されており、今回と類似したケースであると考えられる。

なお、異議申立人は、調査・研究の一環として本件対象文書の部分公開を求めているものであり、異議申立人の歴史研究者としての倫理的責任を明確にするため、本件対象文書の利用目的及び適切な取扱いを記載した誓約書を提出する予定であるが、当該内容については、必要に応じて実施機関と協議を行う用意がある。

(2) 実施機関は、簿冊が本籍地別に編綴されていること、人口流動の乏しさなどを理由に、個人を特定できる可能性が否定できないと説明しているが、異議申立人が現在調査を進めている新潟県の新発田陸軍病院のケースでも同様の状況があるにもかかわらず、一部の個人識別情報を除いて公開されているため、以上のような本件対象文書の性質から全てを非公開にすることは承服しかねる。

また、精神疾患の病名を有する患者の人数が83名との説明であるが、弘前陸軍病院の元軍医の回想では、1944年当時11名の精神病患者が存在し、その後170名にまで増えたという記録があり、人数が合致しない。こうした人数の差異について分析する際には、精神医学史の専門的知識や、患者の軍隊経験・戦争経験の背景にある社会構造に対する包括的な理解がやはり必要であると考ええる。

異議申立人が例として挙げた、新潟県所蔵の新発田陸軍病院の病床日誌や神奈川県立公文書館所蔵のハンセン病関係資料などは、その歴史的価値や公益性を鑑みて公開の決定がなされたものであり、これらの事例が示しているのは、個人の権利利益を害することのないよう配慮することと、歴史的価値の高い資料の公開を進めていくことが両立するということである。それにもかかわらず、本人及び遺族のプライバシー保護について形式的に繰り返すばかりで、公開することによる公益との比較衡量に努める姿勢が見られないことは残念でならないし、条例第7条では、公益上の理由による裁量的公開が規定されているところである。

条例第6条第1項第1号の運用の具体例として、病歴等が「個人に関する情報」に該当するという説明があったが、そのような情報は個人識別情報と結び付いた時にプライバシーの侵害にあたると考えられるため、異議申立人が求めるように個人識別情報を削除することで、個人の権利利益の侵害を避けることができるのではないか。

資料の公開可否判断の責任が第一義的に行政に存することは確かである

が、その資料が研究論文の中で利用されることによって、実際には初めて広く社会に公開されることになる。異議申立人が希望するのは、当該資料の部分的情報開示によって得られたデータの計量的分析であり、特定個人を識別しにくい研究スタイルである。なおかつ研究論文が完成に到る過程では審査が入り、個人の権利利益を不当に侵害するような記述が仮にあった場合には審査を通過しないのが通例であって、個人の権利利益は研究の過程においても厳重に保護されるシステムが確立されていると言って良い。公開の可否にあたっては、公文書が国民共有の知的財産であるという根本的な理念に立ち返り、「資料がどのように利用され、公に供されるのか」ということまで視野に入れていただくことを希望するものである。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関は、本件対象文書について非公開決定を行った理由を次のように説明している。

1 本件対象文書について

本件対象文書は、戦前の県庁文書として公文書館で所蔵しているものであるが、戦前の県庁文書に関して保存期間を定めた規定はないため、公文書館で保存する際に貴重な歴史的資料として取り扱っており、内容に関係なく永年保存文書と同等に取り扱うこととしている。

異議申立人は、元軍医の回想にある患者数と実施機関が特定した患者数に差異があると主張する。

しかし、戦時中に国で保管していた資料は、戦後になってから元軍人の本籍地のある各都道府県に対して、各市町村ごとに編綴したものが移管された経緯があるため、秋田県で所有しているものは本籍地が秋田県である元軍人のものだけであり、患者数が乖離しているのは当然のことである。

2 本件対象文書を全部非公開とした理由について

(1) 条例第6条第1項第1号に規定する「個人に関する情報」には、健康状態、病歴等個人の心身の状態に関する情報や結婚歴、家族状況等、個人の生活の状況に関する情報が該当すると解される場所であり、本件対象文書は、個人の心身の状態や生活の状況を詳細に記録したものであることから本号に該当し、非公開としたものである。

また、本件対象文書は、既に刊行目録により公開されている文書の名称等から、陸軍軍人に関する記述であること、戦時中弘前陸軍病院で加療を受けた者であること及び市郡単位の簿冊であることが判明している。したがって、氏名、生年月日、本籍地、住所地及び所属部隊名を特定の個人を識別することができる記述として除いたとしても、精神病に属する病名で選別することにより、先に判明したものと結び付けると特定の個人が識別される可能性がある。加えて、当時の徴兵制度により、勤仕年数と入院日の記載からおおよその生年月日が推測できるほか、本件対象文書には、血族的関係や既往症、家族の状況、職業など、親族や地域住民であれば特定の個人を識別することが可能である事項も記載されている。

このように、個人を識別することができる部分を除いた断片的な情報で個人が特定され得る危険性が極めて高いことに加えて、非公開情報に係る部分とそれ以外の部分とを分離することも容易ではないことから、本件対象文書全体を公開しないことが適当である。

異議申立人は、本件対象文書を公開したとしても、弘前陸軍病院には約8000名もの多数の患者がいたため、氏名その他の個人識別情報を秘匿しさえすれば、その中から個人を特定することは不可能であると主張する。

しかし、本件対象文書は簿冊が患者の本籍地の市郡単位に編綴されており、本籍地その他の個人識別情報を秘匿した部分公開であっても患者の本籍地は市郡までは明確になる。住民の移動が激しい都市部では想像できないかもしれないが、人口流動に乏しい本県郡部では、本籍地がそのまま本

拠地であることがほとんどであり、対象患者及びその親族を含む同じ集落の住人が、本籍地を現住所地として現在も変わらず生活している可能性が高い。このような限られたコミュニティの中では、「出征したが病気で帰ってきた誰か」程度の条件で特定の個人を絞り込めるのは日常的な感覚であり、さらに「肉体的な疾患でない」という希な条件が加われば、集落単位から特定の郡全域に対象範囲が広がったとしても、なお個人が特定される可能性は否定できず、本人、配偶者や子が生存している場合は、個人の特定の可能性はさらに高まる。

また、異議申立人は、精神疾患に属する病名については極めて専門的な知識が必要であり、そのような知識がない者が対象患者から個人を特定するのは困難であると主張する。

しかし、先に説明したとおり、限られた人数の中から個人を特定するのに精神疾患の専門的な知識は必要ではなく、肉体的な疾患でないことさえ分かれば精神疾患を推測することは可能である。また、公開請求において指定された病名について科学的な知識はなくとも精神疾患に属するものであることは、成人ならば容易に判断できる。精神疾患に属する病名に限定することにより、対象者は全県11市郡でわずか83名に絞られることから、人口流動の乏しい本県においては患者個人を特定できる可能性は否定できない。

- (2) 条例第6条第3項において、個人に関する情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、同条第1項第1号の個人に関する情報には該当しないとされているが、これは、カルテ等の個人の人格と密接に関連する情報など、個人識別性のある部分を除いたとしても、なお個人の権利利益が害されるおそれがあると認められる情報は、個人識別性のある部分を除いた部分を含む全体が個人に関する情報として非公開となると解釈される。

本件対象文書は、一般的なカルテよりさらに個人の人格に踏み込んだ、

個人の心身の状態や生活の状況を詳細に記録した個人の人格と密接に関連する情報であり、とりわけ精神疾患に関わる病歴は記載された本人のみならず遺族にとっても最も知られたくない情報であることから、プライバシーの保護に万全を期する必要がある。したがって、個人識別性のある部分を除いたとしても、なお個人の権利利益が害されるおそれがあると認められるため、本件対象文書全体が同号の個人に関する情報に該当し、公開しないことが適当である。

異議申立人は、ハンセン病患者資料は部分公開されており本件と類似したケースであると主張する。

しかし、このように部分公開が認められるのは、公開しても個人の権利利益が害されるおそれがないときに限られるものであり、その判断にあたっては、条例第3条第1項に規定するように、個人に関する情報が十分に保護されるよう配慮しなければならない。

なお、ハンセン病は、感染症の中でも最も感染力の弱い疾病であるにもかかわらず、その本人はもとより、家族までもが地域社会から長年にわたって差別と偏見を受けてきた経緯があり、さらに国の隔離政策がそれを助長してきたということもあって、元患者の方々が生存している間に名誉挽回を図るといふ国の責務もあるため、資料公開に公益性がある場合が多いのであって、本件とはまったく異なる事情がある。

(3) 異議申立人は、研究上の資料価値の高さも公益性としてプライバシーの尊重と同程度に公開・非公開の決定にあたって考慮されるべきであると主張する。また、本件対象文書は、精神疾患に関する偏見を克服するためにも公開の公益性は強く配慮されるべきであると主張する。

しかし、条例は、原則公開の立場をとるものの、条例第3条第1項の規定により、個人のプライバシーについては基本的人権の尊重という観点から十分に保護されるべきものとする基本的な考え方を定めているところ、「プライバシー」という概念はその内容及び範囲が必ずしも明確ではなく、

主観的要素が強いことから、原則として個人に関する一切の情報を非公開としてプライバシーの保護に万全を期することとしている。したがって、本件対象文書が歴史的に貴重で公開に公益性があったとしても、なお条例第3条第1項の規定に照らして公開することはできない。

第5 調査審議の経過

- (1) 平成25年 8月 2日 諮問の受付
- (2) 同 年 9月13日 実施機関の非公開理由説明書を收受
- (3) 同 年10月28日 異議申立人から意見書を收受
- (4) 平成26年 3月17日 審議
- (5) 同 年 4月 9日 実施機関が意見陳述
実施機関の非公開理由説明書補足書を收受
- (6) 同 年 5月21日 審議
- (7) 同 年 6月19日 審議
- (8) 同 年 7月 7日 審議
- (9) 同 年 8月 6日 審議
- (10) 同 年 9月 1日 審議

第6 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、弘前陸軍病院病床日誌のうち、18種類の病名により抽出された患者に係るものである。

当審査会において見分したところ、本件対象文書は、市郡ごとに編綴されており、患者の氏名や病名等が記載された病床日誌表紙、患者の病状等が記載された病床日誌本体、各種検査成績表等からなっていることが確認された。

2 適用すべき規定について

実施機関の説明によれば、本件対象文書は戦前の県庁文書であるため、公文書館で保存する際には永年保存文書と同等に取り扱うこととしているとのことであり、条例附則第2項第2号の規定により条例の適用を受ける行政文書であることが認められた。

しかしながら、本件対象文書は、秋田県公文書公開条例の一部を改正する条例（平成10年秋田県条例第38号）の施行の際現に実施機関が保有しており、当該条例による改正前の秋田県公文書公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「旧条例」という。）第2条第1項に規定する公文書であるため、旧条例の規定を適用して公開決定等をするべきものであったことが認められることから、当審査会においては、旧条例の規定に基づき本件処分の妥当性を判断することとする。

3 旧条例の規定に基づく非公開情報該当性について

旧条例第6条第1項第1号は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものを非公開情報としている。

同号の趣旨は、個人の尊厳という観点から、いわゆるプライバシーに関する情報を、原則として非公開として取り扱うこととしたものであり、「プライバシー」という概念は、その内容及び範囲が必ずしも明確ではなく、主観的要素が強いことから、個人に関する一切の情報を原則として非公開とし、プライバシーの保護に万全を期することとしたものである。

同号の運用にあたっては、氏名、住所等の個人を識別することができる情報を削除することにより、特定の個人が識別され得ることなく、かつ、請求の趣旨が損なわれない程度に公文書の一部について部分公開ができるときは、当該氏名、住所等を削除したその他の部分を公開するものとされているところである。しかし、その一方で、旧条例第3条の規定によれば、実施機関は、個人に関する情報が十分に保護されるように最大限の配慮を

しなければならないとされているところであり、健康診断書などの個人の人格と密接に関連する情報等は、特定の個人を識別することができる部分に限らず、全体として非公開になるとの趣旨を含んでいたものと解されるところである。

以上のことを踏まえて検討すると、本件対象文書に記載されている市郡名や氏名、本籍地等の特定の個人を識別することができる部分を除いて、特定の個人が識別されないようにすることは必ずしも不可能ではないと認められるが、当該部分を除いた部分には、健康状態や病歴等が記載され、かつ、本件対象文書は精神疾患の患者のものであることを併せて考慮すれば、本件対象文書全体を個人の権利利益が害されるおそれのあるものとして全部非公開とした実施機関の決定は妥当であると認められる。

なお、異議申立人は、ハンセン病患者の資料は部分公開されており、本件と類似したケースである旨主張するが、本件対象文書は、社会的に差別されてきた人々の名誉回復に資するために公開されているハンセン病の資料とは性質を同じにするものではない。また、異議申立人は、本件公開請求が研究目的である旨主張するが、本県の情報公開制度において、公開請求の理由や使用目的等が公開をするか否かの判断に影響を及ぼすものではないことは、旧条例においても同様に妥当していたところである。

第7 答申に関与した委員

区 分	氏 名	職 名
	阿 部 千鶴子	司法書士
	池 村 好 道	秋田大学教育文化学部教授
会 長	柴 田 一 宏	弁護士
	田 仲 和 子	消費生活実践グループin秋田「こまちの会」 副代表
会長代理	三 浦 清	弁護士